

太田市水道法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の施行に関し、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道布設工事設計確認申請等)

第2条 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）とする。

2 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 法第33条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 当該工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した場合 専用水道布設工事設計確認通知書（様式第3号）

(2) 当該工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認められた場合又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができない場合 専用水道布設工事設計不適合等通知書（様式第4号）

(専用水道給水開始前の届出)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道給水開始前届（様式第5号）により行うものとする。

(業務の委託の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、水道技術管理業務委託（失効）届（様式第6号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。